

第 12 回革新的事業活動評価委員会
革新的事業活動評価委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

革新的事業活動評価委員会（以下「本委員会」という。）に付議された次の新技術等実証計画に対する主務大臣の見解について、革新的事業活動評価委員会運営規則第 3 条に基づき、書面による議事を行ったところ、過半数の委員より、主務大臣の見解について適当である旨回答を得たため、その旨、本委員会の議決に代えることとした。

◆審議日

令和 2 年 3 月 4 日（書面による審議）

◆対象案件

議案：新技術等実証計画の認定申請書について

◆委員会参加者

安念委員長、大橋委員、小黒委員、落合委員、鬼頭委員、佐古委員、中室委員、杉山委員、西村委員、林委員、板東委員、程委員

◆議決内容

議案

○自己の利害に関係する旨の申出（増島委員）を除き、評価委員 12 名が議決に参加し、全会一致により本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。

- ・内閣総理大臣から提出された見解は、法第 11 条第 4 項の規定に照らし、適当である。

（以 上）